

「自転車の安全利用・ヘルメット着用推進月間」実施要領

令和6年中、自転車利用中の死傷者は464人（死者7人、負傷者457人）で、前年と比較すると死者数は減少しましたが、死者7人のうち6人は乗車用ヘルメットを着用していませんでした。

「岐阜県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」（以下「自転車条例」という。）では、自転車損害賠償責任保険等への加入義務、乗車用ヘルメットの着用が努力義務と定められています。また、道路交通法でも全ての年齢の自転車利用者に対し、乗車用ヘルメットの着用が努力義務となっています。

岐阜県では、10月を「自転車の安全利用・ヘルメット着用推進月間」とし、自転車利用者に対する啓発活動を推進することにより、自転車の交通事故防止と安全利用及び乗車用ヘルメット着用の推進を図ることとします。

1 実施期間

令和7年10月1日（水）から10月31日（金）まで

2 重点

自転車等の安全利用と乗車用ヘルメットの着用及び保険加入の促進

3 重点に関する推進事項

(1) 自転車の交通ルール遵守の徹底

- ・ 自転車は道路交通法上では軽車両であることから、車と同じように交通ルールを遵守し、交通マナーを実践しなければならないことを周知する。
- ・ 安全な利用を図るため、自転車シミュレータ等を活用した、参加、体験、実践型の交通安全教育を実施する。
- ・ 多くの利用者が通行する通学通勤時間帯を中心に街頭啓発活動を推進する。

(2) 乗車用ヘルメットの着用努力義務等の周知

- ・ 自転車条例や道路交通法では、乗車用ヘルメット着用が努力義務化されていることから、通学で利用する機会が多い高校生や交通事故により重大な怪我を負いやすい高齢者などを中心として、全ての自転車利用者に対して、交通事故の被害防止や被害軽減のため、乗車用ヘルメットの着用を周知する。
- ・ 自転車の車両側面への反射材の装着と、夕暮れ時以降の早めのライト点灯について周知啓発する。

(3) 自転車損害賠償責任保険等への加入促進

自転車条例では、自転車損害賠償責任保険等が加入義務とされており、また、全国では、交通事故による自転車利用者に対する高額賠償事例もあることから、被害者救済等を目的とした自転車損害賠償責任保険等への加入を周知する。

(4) 特定小型原動機付自転車に関する安全対策の推進

- ・ 法律で定める基準を満たさないものは、車両区分に応じた交通ルールが適用されることについて周知する。
- ・ 交通事故の被害軽減のため、乗車用ヘルメットの着用について啓発する。